

2. 授業・試験休止の取り扱い

次の場合は、授業および試験が一部休講・中止されるので、下記の基準に従うこと。

対象となる 状況

(1) 交通機関が不通の場合

【対象交通機関】近畿日本鉄道京都線で向島駅を含む区間

(2) 気象警報発表および災害対策基本法に基づく発令の場合

【警報】(暴風警報・暴風雪警報)

【特別警報】(大雨特別警報・暴風特別警報・大雪特別警報・暴風雪特別警報)

【災害対策基本法に基づく発令】(避難指示・警戒区域指定)

警報等発表対象区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
京都府南部	南丹・京丹波	南丹市、京丹波町
	京都・亀岡	京都市、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町
	山城中部	宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、久御山町、宇治田原町、井手町
	山城南部	木津川市、和束町、精華町、笠置町、南山城村

※『宇治市槇島町』に対して災害対策基本法に基づく発令がされた場合も休講となる。

※各自の居住地域に、上記(2)の警報が発令され登校できない場合、及び災害等による交通機関の遅延・途絶・運休の場合は、速やかに教務課に連絡すること。

※注意事項

- ①警報等の解除時刻の確認は京都府地方気象台ならびに宇治市の発表による。
- ②授業開始後に警報等が発令された場合、その時限の授業は平常通り実施し、次の時限以降の授業は下記表を適用する。ただし、当該授業の継続が困難な場合は直ちに休講とする場合がある。
- ③定期試験についてもこれを準用する。また、定期試験時に警報等が発令され、休講措置が取られた場合は、改めて日時・方法を定める。
- ④警報等が発令され休講措置が取られた場合は、課外活動を含め本学のすべての施設利用を中止する。
ただし、すぐに自宅へ帰宅することで「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と大学が判断した場合には、教職員の指示に従い構内の安全な場所に避難する等の行動をとること。(77頁参照)
- ⑤上記は大学周辺地域についての警報等に関する措置であるため、各自の居住地域・利用交通機関の情勢を判断して適宜行動すること。

参考：気象庁「特別警報」ホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/tokubetsu-keiho/index.html>

授業(試験) の取扱基準

警報等解除時刻と授業(試験)開始講時

発令状況	授業(試験)の取扱い
7時までに解除された場合	平常どおり授業開始(定期試験の場合、予定どおり実施)
10時までに解除された場合	5時限より授業開始(定期試験の場合、IV時限より実施)
12時までに解除された場合	7時限より授業開始(定期試験の場合、V時限より実施)
14時までに解除された場合	9時限より授業開始(定期試験の場合、VI時限より実施)
14時までに解除されない場合	終日休講